

工学院大学学生自治会会計監査委員会規約

第1条 本会は工学院大学会計監査委員会と称し、本部を本学構内におく。

第2条 本会は工学院大学学生自治会会則第 10 章に基づき活動を行う。

第3条 会計監査委員会は各委員会・各部活動の自治会費(分配金)の使用について監査を行う。

第4条 各委員会・各部活動の決算報告の監査を行う際、会計監査委員会の指定した期日までに第 5 条および第 6 条にあげる書類を会計監査委員会に提出させなければならない。期日を守れない団体に対して会計監査委員会はその団体の予算を削減する等の罰則を与えることができる。

第5条 決算報告の監査を行う際、会計監査委員会は各委員会・各部活動に下記の書類を提出させなければならない。

- ・ 前年度の自治会費の領収書
- ・ 前年度の使用明細書
- ・ 前年度の決算報告書
- ・ 前年度の事前事後報告書
- ・ 前年度の補正予算報告書

第6条 会計監査委員会が必要と認めた際、会計監査委員会は各委員会・各部活動に下記の書類を提出させなければならない。

- ・ 期間内の自治会費の領収書
- ・ 期間内の使用明細書
- ・ 期間内の決算報告書
- ・ 期間内の事前事後報告書
- ・ 期間内の補正予算報告書

第7条 提出書類を含める会計業務については「会計の手引き」に規定を定める。

第8条 領収書は「会計の手引き」に記載してある領収書についての項目の条件に満たすものでなければならない。それ以外は一切認めない。

第9条 各委員会・各部活動の領収書の取れない支出については、あらかじめ会計監査委員会にその明細を報告させ、会計監査委員会はその扱いに対して指示すること。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第10条 各委員会・各部活動の単品で三万以上の支出については、購入前にあらかじめ会計監査委員会に購入のための報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第11条 各委員会・各部活動がパソコンおよび周辺機器を購入する場合、購入前にあらかじめ会計監査委員会に購入のための報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第12条 各委員会・各部活動がカメラおよび周辺機器を購入する場合、購入前にあらかじめ会計監査委員会に購入のための報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第13条 各委員会・各部活動が部外から講師や来賓などを呼び、その方々の飲食費、交通費、宿泊費などを支払う場合、あらかじめ会計監査委員会に報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第14条 各委員会・各部活動が合宿を行う場合、あらかじめ会計監査委員会に報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第15条 各委員会・各部活動が学園祭における企画などで飲食物などの景品を購入する使用する場合は、あらかじめ会計監査委員会に報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第16条 各委員会・各部活動が学園祭における模擬店で日用品を購入する使用する場合は、あらかじめ会計監査委員会に報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第17条 電車代・レンタカー代・ガソリン代などの交通費は、使用する以前に会計監査委員会に報告させ、使用目的等を監査しなければならない。

第18条 電車代・レンタカー代・ガソリン代などの交通費は、発着を本学校舎のある新宿および八王子のものだけ認める。但し、電車代・レンタカー代・ガソリン代などの交通費の領収書は会計監査委員会の定めた報告書に貼付し、必要事項を記入の上、報告書を提出させ、監査を行わなければならない。許可をしていない領収書は、一切認めてはならない。

第19条 決算報告書および使用明細書は「会計の手引き」で定められた条件のもの以外は一切認めない。

第20条 各委員会・各部活動が物品の破損により支出を必要とする場合、会計監査委員会に報告させ、指示すること。また、各委員会・各部活動が物品を無断に売却することは、一切認めてはならない。

第21条 会計監査委員会は各会計責任者を招集することができ、各会計責任者がこれに応じることを義務づけることができる。

第22条 各委員会・各部活動がその他の問題が生じた場合は、会計監査委員会に報告させ、指示すること。

第23条 本規約は 2023 年 6 月 16 日より施行される。